

講演 10. 自動車認証審査部における審査の概要について

自動車認証審査部

小磯 和子

1. はじめに

自動車を購入し使用する際は、その自動車が安全面や環境面での基準に合致していることを運輸支局等で行われる検査により一台一台確認することになっているが、この検査を効率的に行うため、自動車、共通構造部及び自動車装置（以下「自動車等」という。）が安全・環境基準に合致しているか否かを販売前の段階で確認する「型式指定制度」が設けられている。

自動車認証審査部（以下「審査部」という。）は、型式指定制度の一環として、自動車等の安全・環境基準への適合性の確認を行う機関であり、近年は、まだ基準が定められていない先進技術の性能評価も行っている。

自動車等の審査は、基準に適合しない自動車が市場に出回ることを防止することを目的としており、厳正に行うことは当然であるが、併せて、自動車は技術革新の進展が著しく、また、国際的な流通を念頭に置いた商品であることに鑑み、合理的に行うことも必要である。

ここでは、昨今の審査部の取組を概説する。

2. 自動車認証審査部の業務実績

2. 1. 審査型式数等の実績

2021 年度の審査部における審査型式数は、自動車にあつては 1,878 型式（前年比 996 型式減）、自動車装置にあつては 581 型式（前年比 229 型式減）となっている（図 1）。

このうち、国連の「車両等の型式認定相互承認協定（1958 年協定）」に基づく、日本政府による装置型式指定認可証（E43）発行については、概ね国内で使用される突入防止装置及び大型後部反射器を除くと、2021 年度は 121 件（前年度比 460 件減）であった。

また、メーカーの設計・開発をより円滑に進めるため、審査業務に先立ち試験等を行う先行受託試験

については、2021 年度は 241 件（前年比 17 件増）の受託があつた。

2020 年度は燃費・排出ガス規制の JC08 モードから WLTC モードへの切替に対応するための申請が多かつたこと、また、2021 年度からはトラック・バス等が共通構造部型式指定制度に移行したことから、2021 年度については前年度までと比較して審査型式数が減少したと考えられる。

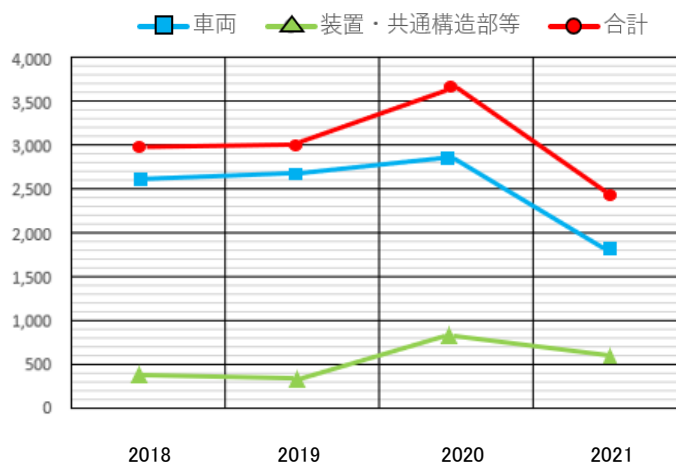


図 1 審査型式数の推移

2. 2. 新規導入基準の審査

新たに導入されることとなった以下の基準に関して、規制適用日に先立って審査を開始した。

- ・乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置（協定規則第 152 号）
- ・サイバーセキュリティシステム（協定規則第 155 号）
- ・プログラム等改変システム（協定規則第 156 号）
- ・後退時車両直後確認装置（協定規則第 158 号）
- ・事故情報計測・記録装置（協定規則第 160 号）

2. 3. 先進安全技術の性能評価試験実績

政府が推進している「安全運転サポート車」の普

及啓発のため、2018 年度に創設された先進安全技術に係る国の性能認定制度に基づき、性能評価試験を審査部にて実施している。当初導入された乗用車の衝突被害軽減ブレーキ(対車両要件)に加え、2020 年度より、対歩行者要件、ペダル踏み間違い急発進抑制装置の性能認定要件が新たに追加された。これらの試験について、2021 年度の実績は申請自動車メーカー数は 7 社 評価型式数 238 型式であった。



図 2 衝突被害軽減ブレーキ性能評価試験の様子

2. 4. 特定改造等に係る審査の実績

2020 年 11 月に特定改造等許可制度が施行され、申請者が特定改造等を適確に実施するに足りるかどうかを審査する能力審査、プログラム等の改変により改造された自動車の保安基準適合性審査を開始した。

2021 年度は特定改造等能力審査を 6 件、特定改造等に係る保安基準適合性審査を 15 件実施した。

3. 審査体制の構築に係る取組

審査部では、中立・公正な審査を実施するため、基準の制定及び改正等の機に、審査手法の確立、職員の研修、さらに必要に応じて施設の整備を行い、審査体制を構築している。

3. 1. 新たな排出ガス・燃費基準への対応

排出ガス低減装置を新規検査時には作動させる一方で、実際の走行時には意図的に作動させないようにするシステムを用いた排出ガス不正事案が平成 27 年に発覚したことを受け、その再発防止策の一環として車載式排出ガス測定システム (PEMS) を用いた路上走行時の排出ガス試験 (RDE) が導入され、2022 年 10 月以降の製作車より新たに適用されることとなった。

本試験においては、実際の路上において様々な条件での走行試験による排出ガスの測定を行い、測定された窒素酸化物の規制値を台上試験における規制値の 2 倍以下とすることが定められている。

これらの試験を実施するために必要となる審査機器等の導入を行うとともに、職員研修を通じて審査を適切に実施できるよう準備を進めている。



図 3 RDE 試験スキルアップ研修の様子

3. 2. 自動車試験施設の整備

自動車試験場において、国際基準の強化に対応するために各種試験施設の整備を行った。

ポール側面衝突試験に対応した衝突試験施設や WLTP 試験に対応した排出ガス試験施設について運用を開始したほか、車両接近通報装置の接近通報音及び後退警報装置の試験に対応した半無響室施設などを新たに整備することにより、審査体制の強化に加え、申請者の利便性向上のための取り組みを行った。

4. まとめ

自動運転技術等の複雑で高度な新技術の導入・普及やサイバーセキュリティをはじめとする新たな視点からの基準の導入に伴い、審査に必要となる知識・技術レベルが高まっている。また、基準の国際調和や IWVTA に基づく相互承認など、審査業務の国際化の必要性も増しているところである。

このような中、審査部は、適切な審査体制の保持・整備を通じて業務を確実に実施し、認証審査制度の信頼性の向上及び自動車の安全確保、環境保全等を図っていくとともに、自動車産業の成長にも十分貢献できるよう努めていく所存である。